

○姫路市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例

平成9年10月7日

条例第24号

改正 平成10年6月29日条例第28号

平成14年6月25日条例第26号

平成16年12月20日条例第39号

平成17年7月1日条例第62号

平成17年12月20日条例第91号

平成18年10月5日条例第101号

平成19年6月25日条例第54号

平成19年10月5日条例第60号

平成20年3月26日条例第16号

平成21年10月8日条例第52号

平成22年3月29日条例第17号

平成22年6月28日条例第41号

平成24年6月25日条例第38号

平成28年12月20日条例第71号

平成31年3月27日条例第43号

令和2年12月22日条例第57号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、別表第1に掲げる区域（以下「適用区域」という。）内における建築物の用途、敷地及び構造に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(建築物の用途の制限)

第2条 適用区域内においては、それぞれ、別表第2（ア）欄の地区整備計画又は集落地区整備計画において区分された地区（以下「計画地区」という。）の区分に応じ、同表（イ）欄に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が計画地区における土地の利用状況に照らして、周辺の健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許

可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、姫路市建築審査会（以下「建築審査会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告しなければならない。

4 法第3条第2項の規定により第1項の規定の適用を受けない建築物で、土師集落地区計画の区域に存するものについて、当該区域内における土地区画整理事業の施行による仮換地の指定又は換地処分に伴い、次に掲げる範囲内において当該仮換地又は換地に移転する場合においては、第1項の規定は適用しない。

(1) 移転後の第1項の規定に適合しない用途が、移転前におけるその用途と同一であること。

(2) 移転後の第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、移転前におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

（建築物の容積率の制限）

第3条 建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、それぞれ、別表第2（ア）欄の計画地区の区分に応じ、同表（ウ）欄に掲げる数値を超えてはならない。

2 前項に規定する延べ面積には、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。以下「自動車車庫等」という。）の用途に供する部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として算入しない。

（建築物の建蔽率の制限）

第3条の2 次の各号に掲げる区域における建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）は、当該各号に定める数値を超えてはならない。

(1) 次に掲げる区域 10分の5

ア 豊富団地地区計画の住宅地区の区域（法第53条第3項第2号に該当する建築物を除く。）

イ 土師集落地区計画の低層専用住宅地区の区域

(2) 次に掲げる区域 10分の6

ア 豊富団地地区計画の住宅地区の区域（法第53条第3項第2号に該当する建築物に限る。）

イ 土師集落地区計画の低層住宅地区の区域

ウ 岩部集落地区計画の低層住宅地区の区域

（建築物の敷地面積の制限）

第4条 建築物の敷地面積は、それぞれ、別表第2（ア）欄の計画地区の区分に応じ、同表（エ）欄に掲げる面積以上でなければならない。

2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地（土地区画整理事業の施行による仮換地又は保留地の予定地を含む。）について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 前項の規定を改正する条例による改正後の同項の規定の施行又は適用の際、当該条例による改正前の同項の規定に違反する建築物の敷地として使用されている土地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該条例による改正前の同項の規定に違反することとなる土地

(2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地として使用されている土地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

3 土師集落地区計画の区域内における土地区画整理事業の施行による仮換地の指定又は換地処分の際に第1項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は適用しない。

（壁面の位置の制限）

第5条 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線（計画区域内の道路との境界線に限る。以下同じ。）又は隣地境界線までの距離は、それぞれ、別表第2（ア）欄の計画地区の区分内においては、同表（オ）(a)欄の区分に応じ、同表（オ）(b)欄に掲げる距離以上でなければならない。

2 前項の規定は、同項に規定する距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分（以下「建築物等」という。）が、それぞれ、別表第2（オ）(c)欄に掲げるものに該当する

場合においては、当該建築物の外壁等の面には適用しない。

(建築物の高さの制限)

第6条 建築物の高さは、それぞれ、別表第2(ア)欄の計画地区の区分に応じ、同表(カ)欄に掲げる高さを超えてはならない。

2 前項の建築物の高さの算定については、それぞれ、次に定めるところによる。

(1) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

(2) 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出部は、当該建築物の高さに算入しない。

(建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合等の措置)

第7条 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合又は計画地区の2以上にわたる場合における第2条第1項及び第4条第1項の規定の適用については、その敷地の過半が適用区域外に属するときは、当該建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定は適用せず、その敷地の過半が適用区域内に属するときは、適用区域内に属する敷地の過半が属する計画地区に係るこれらの規定を当該建築物又はその敷地の全部について適用する。

2 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合又は計画地区の2以上にわたる場合における第3条第1項の規定の適用については、当該計画地区内の建築物の容積率の限度に、その敷地の当該計画地区内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

3 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合又は計画地区の2以上にわたる場合における第3条の2の規定の適用については、当該計画地区内の建築物の建蔽率の限度に、その敷地の当該計画地区内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

(公益上必要な建築物の特例)

第8条 市長が公益上必要な建築物及びその敷地で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において、第2条第1項、第3条第1項、第3条の2、第4条第1項、第5条第1項又は第6条第1項の規定は、適用しない。

2 市長は、前項の規定により許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の意見を聴かななければならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第9条 法第3条第2項の規定により第2条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第2条第1項の規定は適用しない。

- (1) 増築又は改築が、基準時（法第3条第2項の規定により第2条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第2条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては改正前の同項の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項及び法第53条の規定並びに第3条及び第3条の2の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計が、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の第2条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 第2条第1項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。

2 法第3条第2項の規定により第3条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条第1項の規定は適用しない。

- (1) 増築又は改築に係る部分が、増築又は改築後に自動車車庫等の用途に供するものであること。
- (2) 増築前における自動車車庫等の用途に供しない部分の床面積の合計が、基準時（法第3条第2項の規定により第3条第1項の規定の適用を受けない建築物について法第3条第2項の規定により引き続き第3条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては改正前の同項の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。次号において同じ。）における自動車車庫等の用途に供しない部分の床面積の合計を超えないこと。
- (3) 増築前における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計の5分の1（改築の場合において、基準時における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が基準時における当該建築物の床面積の合計の5分の1を超えているときは、基準時における自動車車庫等の用途に

供する部分の床面積の合計) を超えないこと。

(罰則)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項又は第4条第1項の規定に違反した場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築物の建築主
- (2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第4条第1項の規定に違反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者
- (3) 第3条第1項、第3条の2、第5条第1項又は第6条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
- (4) 法第87条第2項において準用するこの条例の第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

(両罰規定)

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 姫路市高田地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成5年姫路市条例第23号。以下「旧高田地区計画条例」という。）
- (2) 姫路市城陽地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成5年姫路市条例第38号。以下「旧城陽地区計画条例」という。）
- (3) 姫路市蒲田地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成6年姫路市条例第2号。以下「旧蒲田地区計画条例」という。）
- (4) 姫路市別所地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成8年

姫路市条例第6号。以下「旧別所地区計画条例」という。)

- 3 この条例の施行の際現に旧高田地区計画条例、旧城陽地区計画条例、旧蒲田地区計画条例又は旧別所地区計画条例の規定により許可を受けている者は、この条例の相当規定による許可を受けた者とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。
- 5 この条例の施行前に法第3条第2項の規定により旧高田地区計画条例第2条第1項、旧城陽地区計画条例第2条第1項、旧蒲田地区計画条例第2条第1項又は旧別所地区計画条例第2条第1項の規定の適用を受けない建築物に係る第9条の規定の適用については、同条第1項中「規定により第2条第1項」とあるのは「規定により旧高田地区計画条例第2条第1項、旧城陽地区計画条例第2条第1項、旧蒲田地区計画条例第2条第1項又は旧別所地区計画条例第2条第1項」と、「引き続き第2条第1項」とあるのは「引き続き旧高田地区計画条例第2条第1項、旧城陽地区計画条例第2条第1項、旧蒲田地区計画条例第2条第1項又は旧別所地区計画条例第2条第1項」とし、同条第2項中「規定により第3条第1項」とあるのは「規定により旧城陽地区計画条例第5条第1項」と、「引き続き第3条第1項」とあるのは「引き続き旧城陽地区計画条例第5条第1項」とする。

(香寺町の編入に伴う経過措置)

- 6 香寺町の編入の際現に旧香寺町土師・岩部地区集落地区計画の区域における建築物の制限に関する条例（平成14年香寺町条例第1号。以下「旧香寺町集落地区計画条例」という。）の規定により許可を受けている者は、この条例の相当規定による許可を受けた者とみなす。
- 7 次の各号に掲げる建築物又は建築物の敷地については、当該各号に定める規定は適用しない。
 - (1) 香寺町の編入の日の前日において、旧香寺町集落地区計画条例第4条第2項（同項第1号に該当する場合に限る。）の規定により、同条第1項の規定の適用を受けない建築物 第2条第1項
 - (2) 香寺町の編入の日の前日において、旧香寺町集落地区計画条例第5条第2項の規定により、同条第1項の規定による制限が緩和されている建築物 第3条の2
 - (3) 香寺町の編入の日の前日において、旧香寺町集落地区計画条例第6条第2項（同項第2号又は第3号に該当する場合に限る。）の規定により、同条第1項の規定の適用を受けない建築物の敷地 第4条第1項

(4) 香寺町の編入の日の前日において、旧香寺町集落地区計画条例第7条第2項の規定により、同条第1項の規定の適用を受けない建築物 第5条第1項

(5) 香寺町の編入の日の前日において、旧香寺町集落地区計画条例第8条第3項の規定により、同条第1項の規定による制限が緩和されている建築物 第6条第1項

8 土師集落地区計画の区域内及び岩部集落地区計画の区域内における建築物に係る第4条第2項の規定の適用については、同項第1号中「、当該条例による改正前の同項の規定」とあるのは、「、当該条例による改正前の同項の規定（香寺町の編入に伴う改正の場合にあっては、旧香寺町土師・岩部地区集落地区計画の区域における建築物の制限に関する条例（平成14年香寺町条例第1号）第6条第1項の規定。以下この号において同じ。））」とする。

9 香寺町の編入の日前に法第3条第2項の規定により旧香寺町集落地区計画条例第4条第1項の規定の適用を受けない建築物に係る第9条第1項の規定の適用については、同項第1号中「引き続き第2条第1項の規定」とあるのは、「引き続き旧香寺町土師・岩部地区集落地区計画の区域における建築物の制限に関する条例（平成14年香寺町条例第1号）第4条第1項の規定及び第2条第1項の規定」とする。

10 香寺町の編入の日前にした旧香寺町集落地区計画条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、旧香寺町集落地区計画条例の例による。

附 則（平成10年6月29日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年6月25日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月20日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年7月1日条例第62号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第91号）

この条例は、平成18年3月27日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年10月5日条例第101号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月25日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 5 日条例第 60 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 8 日条例第 52 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 29 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 28 日条例第 41 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 25 日条例第 38 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 20 日条例第 71 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日条例第 43 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 22 日条例第 57 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 1 条関係）

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定による平成 7 年姫路市告示第 231 号で定める高田地区地区計画の区域
- (2) 都市計画法第 20 条第 1 項の規定による平成 14 年姫路市告示第 65 号で定める城陽地区地区計画の区域
- (3) 都市計画法第 20 条第 1 項の規定による平成 7 年姫路市告示第 234 号で定める蒲田地区地区計画の区域
- (4) 都市計画法第 20 条第 1 項の規定による平成 7 年姫路市告示第 230 号で定める別所地区地区計画の区域内で地区整備計画が定められている区域
- (5) 都市計画法第 20 条第 1 項の規定による平成 9 年姫路市告示第 135 号で定めるフェアヴィラージュあやみの地区計画の区域
- (6) 都市計画法第 20 条第 1 項の規定による平成 9 年姫路市告示第 51 号で定める飾

西ベルタウン地区計画の区域

- (7) 都市計画法第20条第1項の規定による平成10年姫路市告示第43号で定める白鷺台地区計画の区域
- (8) 都市計画法第20条第1項の規定による平成10年姫路市告示第44号で定める南山田団地地区計画の区域
- (9) 都市計画法第20条第1項の規定による平成13年姫路市告示第245号で定めるライフフロンティア青山通り地区計画の区域
- (10) 都市計画法第20条第1項の規定による平成28年姫路市告示第366号で定める中島南地区地区計画の区域
- (11) 都市計画法第20条第1項の規定による平成22年姫路市告示第84号で定める大津区大津町地区地区計画の区域
- (12) 都市計画法第20条第1項の規定による平成16年姫路市告示第214号で定める京見町地区地区計画の区域
- (13) 都市計画法第20条第1項の規定による平成21年姫路市告示第337号で定める豊富団地地区計画の区域
- (14) 都市計画法第20条第1項の規定による平成16年姫路市告示第215号で定める大塩東団地地区計画の区域
- (15) 都市計画法第20条第1項の規定による平成16年姫路市告示第373号で定める富士見ヶ丘町地区地区計画の区域
- (16) 都市計画法第20条第1項の規定による平成16年姫路市告示第374号で定める菅生台地区地区計画の区域
- (17) 都市計画法第20条第1項の規定による平成6年姫路市告示第37号で定める御立西一丁目地区地区計画の区域
- (18) 都市計画法第20条第1項の規定による平成7年姫路市告示第235号で定める書写山麓地区計画の区域
- (19) 都市計画法第20条第1項の規定による平成12年姫路市告示第398号で定める吾妻町三丁目地区地区計画の区域
- (20) 都市計画法第20条第1項の規定による平成10年姫路市告示第159号で定める北平野ラブリータウン地区計画の区域
- (21) 都市計画法第20条第1項の規定による平成14年姫路市告示第411号で定める城見台一丁目地区地区計画の区域内で地区整備計画が定められている区域

- (22) 都市計画法第20条第1項の規定による平成17年姫路市告示第68号で定める
城見台二丁目地区地区計画の区域内で地区整備計画が定められている区域
- (23) 都市計画法第20条第1項の規定による平成17年姫路市告示第69号で定める
城見台三丁目・城見台四丁目地区地区計画の区域
- (24) 都市計画法第20条第1項の規定による平成13年香寺町告示第154号で定める
土師集落地区計画の区域
- (25) 都市計画法第20条第1項の規定による平成13年香寺町告示第155号で定める
岩部集落地区計画の区域
- (26) 都市計画法第20条第1項の規定による平成19年姫路市告示第7号で定めるキャスティ21地区計画の区域内で地区整備計画が定められている区域
- (27) 都市計画法第20条第1項の規定による平成19年姫路市告示第243号で定める
勝原区熊見地区駅前地区計画の区域
- (28) 都市計画法第20条第1項の規定による平成19年姫路市告示第411号で定める
書写さくら台地区計画の区域
- (29) 都市計画法第20条第1項の規定による平成21年姫路市告示第238号で定める
飾磨拠点地区地区計画の区域内で地区整備計画が定められている区域
- (30) 都市計画法第20条第1項の規定による平成22年姫路市告示第85号で定める
大津町三丁目地区地区計画の区域
- (31) 都市計画法第20条第1項の規定による平成25年姫路市告示第68号で定める
大津みやび野地区地区計画の区域
- (32) 都市計画法第20条第1項の規定による平成27年姫路市告示第382号で定める
垣内津市場地区地区計画の区域内で地区整備計画が定められている区域
- (33) 都市計画法第20条第1項の規定による平成25年姫路市告示第67号で定める
大津町一丁目地区地区計画の区域
- (34) 都市計画法第20条第1項の規定による平成26年姫路市告示第54号で定める
西土井地区地区計画の区域
- (35) 都市計画法第20条第1項の規定による平成31年姫路市告示第38号で定める
北野町一丁目地区地区計画の区域
- (36) 都市計画法第20条第1項の規定による令和2年姫路市告示第535号で定める
太市駅周辺地区地区計画の区域

別表第2（第2条—第6条関係）

計画 区域	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)			(カ)
		建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度	(a)	(b)	(c)
高田 地区 地区 計画 区域	コ ミ ユ ニ テ	(1) ホテル又は旅館 (2) 15平方メートルを超える畜舎 (3) 音楽スタジオ (4) ボーリング場、スケート場又は水泳場 (5) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋及び菓子屋の食品製造業を除く。）		150 平方メ ートル				11メー トル
	一 般 住 宅 地 区	(1) ホテル又は旅館 (2) 15平方メートルを超える畜舎 (3) 音楽スタジオ						
城陽 地区 地区 計画 区域	沿 道 ゾ ン (A)	(1) ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックス	建築物の敷地面積1,000平方メートル以上10分の30	500 平方メ ートル ただし、 次の各 号に該	建築物 の外壁 等又は ベラン ダ、バル コニー	1 メ ー ト ル		

	<p>その他これに類するもの</p> <p>(3) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（以下「性風俗関連特殊営業」という。）の用に供するもの</p> <p>(5) 法別表第二（と）項第4号に掲げるもの</p>	<p>建築物の敷地面積500平方メートル以上</p> <p>1,000平方メートル未満</p> <p>10分の2</p> <p>0</p> <p>ただし、人の居住の用に供する建築物又建築物の部分（2階建以上の建築物にあっては1階部分に限る。）がある場合には、上記にかかわらず10分の2とする。</p>	<p>当する場合には、適用しない。</p> <p>(1) 第4条第1項の規定の施行又は適用の際、現に在する小作権を解消するため当該小作権の対象とす</p> <p>る土地を分割し、その分</p>	<p>若しくはこれらに類するもののすりの面から都市計画道路内環状東線、都市計画道路延末線、城陽地区計画の計画図で指定する道路（道路の隅切り部分は除く。）又はこれらに接する水路との敷地境界線ま</p>		
--	--	--	--	---	--	--

			割した土地を建築物の一の敷地として使用する場合	での距離			
			(2) 当該敷地が都市計画道路内環状東線及び都市計画道路延末線に面しない場合				
浴	(1) ぱちんこ屋、射的						

道 ゾ ー ン (B)	<p>場、勝馬投票券発売 所、場外車券売場そ の他これらに類する もの</p> <p>(2) カラオケボックス その他これに類する もの</p> <p>(3) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(4) 性風俗関連特殊営 業の用に供するもの</p> <p>(5) 法別表第二（と） 項第4号に掲げるも の</p>						
沿 道 ゾ ー ン (C)	<p>(1) ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発売 所、場外車券売場そ の他これらに類する もの</p> <p>(2) カラオケボックス その他これに類する もの</p> <p>(3) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(4) 性風俗関連特殊営 業の用に供するもの</p>			建築物 の外壁 等又は ベラン ダ、バル コニー 若しく はこれ らに類 するも のの手 すりの 面から	1 メ ー ト ル	車庫の用途 に供し、軒の 高さが2.3 メートル以 下で、かつ、 床面積の合 計が5平方 メートル以 内の建築物 等	城陽地 区地区 計画の 計画図 で指定

				する道路(道路の隅切り部分は除く。)との敷地境界線までの距離		
沿道ゾーン	(1) ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの			建築物の外壁等又はベランダ、バルコニー若しくはこれらに類するものの手すりの面から城陽地区地区計画の計画図で指定する道路(道路の隅切	1	車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内の建築物等
(D)	(2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) 性風俗関連特殊営業の用に供するもの (5) 法別表第二(と)項第4号に掲げるもの (6) 法別表第二(ち)項第3号及び第4号に掲げるもの					

				り部分 は除 く。)と の敷地 境界線 までの 距離		
住 宅 ゾ ー ン	(1) マージャン屋、ぱ ちんこ屋、射的場、 勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他 これらに類するもの (2) カラオケボックス その他これに類する もの (3) 性風俗関連特殊営 業の用に供するもの		建築物 の外壁 等又は ベラン ダ、バル コニー 若しく はこれ らに類 するも のの手 すりの 面から 城陽地 区地区 計画の 計画図 で指定 する道 路(道路 の隅切 り部分 は除 く。)と	1 メ ー ト ル	車庫の用途 に供し、軒の 高さが2.3 メートル以 下で、かつ、 床面積の合 計が5平方 メートル以 内の建築物 等	

					の敷地 境界線 までの 距離		
蒲田 地区 地区 計画 区域	住 宅 専 用 地 区	法別表第二（い）項に 掲げる建築物以外の建 築物の用途に供するも ので、その用途に供す る部分の床面積の合計 が500平方メートル を超えるもの（公共建 築物等（法別表第二 （は）項第2号から第 4号までに掲げるもの 並びに建築基準法施行 令（昭和25年政令第 338号。以下「令」 という。）第130条 の7の2第1項第1号 及び第2号に掲げるも のをいう。以下同じ。） を除く。）		150 平方メ ートル			15メー トルかつ 軒の高さ 12メー トル
	住 宅 地 区	(1) ホテル又は旅館 (2) 法別表第二（い） 項に掲げる建築物以 外の建築物の用途に 供するもので、その 用途に供する部分の 床面積の合計が1, 500平方メートル を超えるもの（公共					20メー トル

		建築物等を除く。)						
別所 地区 地区 計画 区域	商 業 ・業 務 地 区	(1) 自動車教習所 (2) 畜舎 (3) 原動機を使用する 工場で作業場の床面 積の合計が50平方 メートルを超えるも の (4) 倉庫業を営む倉庫 (5) 別所地区地区計画 の地区整備計画図で 指定する道路に面す る建築物で、当該道 路に面する1階部分 を住宅の用に供する もの(出入口、階段 等の避難施設を除 く。)		200 平方メ ートル				
	住 宅 地 区 の う ち 都 市 型 住 宅 地	(1) 自動車教習所 (2) 畜舎		170 平方メ ートル	建築物 の外壁 等の面 から道 路境界 線まで の距離	1 メ ー ト ル	次の各号の いずれかに 該当する建 築物等 (1) 外壁等 の中心線 の長さの 合計が3 メートル 以下であ るもの (2) 物置そ の他これ	

住宅地のうち一般住宅地	(1) 自動車教習所 (2) 畜舎 (3) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場又はバドミントン練習場 (4) ホテル又は旅館						に類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	20メートル
住宅地のうち低層住宅地	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 法別表第二（は）項に掲げる建築物 (2) 倉庫で床面積が100平方メートル以内のもの							軒の高さ10メートル
フェアヴィレッジアパルトメントの地	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建の専ら居住の用に供する住宅 (2) 一戸建の住宅で、述べ面積の2分の1以上を居住の用に供	10分の1 2	150 平方メートル	建築物の外壁等の面から敷地境界線(道路の隅切	1 メートル	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの	(1) 建築物の軒の高さ8.5メートル (2) 建築	

<p>区計 画区 域</p>	<p>し、かつ、次のいずれかに該当する用途を兼ねるもの。ただし、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。</p> <p>ア 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>イ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(3) 診療所（患者を入院させるための施設は除く。）</p> <p>(4) 公益上必要な建築物で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 巡査派出所</p> <p>イ 公衆電話所</p> <p>ウ 近隣に居住する者の利用に供する</p>	<p>建築物の敷地を（除く。）</p>	<p>り部分にあつては、当該隅切り部分がないものとみなし、道路境界線を延長した線とする。）までの距離</p>	<p>合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>	<p>物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北向の水平距離が2メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの。当該真</p>
------------------------	---	---------------------	--	--	--

	<p>公園に設けられる 公衆便所又は休憩 所</p> <p>エ 路線バスの停留 所の上屋</p> <p>オ 公民館</p> <p>(5) 主に地域的な共同 生活の目的の用に供 する集会所その他こ れに類するもの</p> <p>(6) 前各号の建築物に 附属する物置その他 これに類する用途 で、床面積の合計が 50平方メートル以 下のもの</p>						北方向 の水平 距離が 2メー トルを 超える 範囲に あって は、当 該水平 距離か ら2メ ートル を減じ たもの の0. 6倍に 7.5 メート ルを加 えたも の
飾西 ベル タウ ン地 区計 画区 域	次に掲げる建築物以外 の建築物	10分の1 5	130 平方メ ートル	建築物 の外壁 等の面 から道 路境界 線まで の距離	1 メ ー ト ル	次の各号の いずれかに 該当する建 築物等	10メー トル
	(1) 一戸建の専ら居住 の用に供する住宅					(1) 外壁等 の中心線 の長さの 合計が3 メートル	
	(2) 一戸建の住宅で、 延べ面積の2分の1 以上を居住の用に供 し、かつ、次のいず れかに該当する用途						

	<p>を兼ねるもの。ただし、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。</p> <p>ア 事務所</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 洋服屋、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業（食</p>			<p>以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>	
--	---	--	--	---	--

	<p>品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(3) 診療所</p> <p>(4) 公益上必要な建築物で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 公衆電話所</p> <p>イ 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>公衆便所又は休憩所</p> <p>ウ 集中浄化槽の用に供する施設</p> <p>(5) 主に地域的な共同生活の目的の用に供する集会所その他これに類するもの</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属する車庫又は物置で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下のもの</p>						
白鷺 台地 区計 画区 域	戸 建 専 用 住 宅 地 区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 一戸建の専ら居住の用に供する住宅</p> <p>(2) 一戸建の住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに該当する用途を兼ねるもの。ただし、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。</p> <p>ア 学習塾、華道教室、囲碁教室その</p>	10分の1 5	140 平方メ ートル	建築物 の外壁 等の面 から敷 地境界 線まで の距離	1 メ ー ト ル	次のいずれかに該当する建築物等	10メー トル
							<p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル</p>	

	<p>他これらに類する施設</p> <p>イ 美術品又は工芸品を制作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(3) 公益上必要な建築物で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 簡易ガス事業の用に供するプロパンガスボンベの倉庫</p> <p>イ 集中浄化槽に付属する施設</p> <p>ウ 巡査派出所</p> <p>エ 公衆電話所</p> <p>オ 郵便局</p> <p>カ 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>キ 路線バスの停留所の上家</p> <p>(4) 主に地域的な共同</p>			<p>以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>	
--	--	--	--	-------------------------------------	--

	<p>活動の目的の用に供する集会所その他これに類するもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に付属する車庫又は物置で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p>					
沿道戸建住宅地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 一戸建の専ら居住の用に供する住宅</p> <p>(2) 一戸建の住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに該当する用途を兼ねるもの。ただし、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。</p> <p>ア 事務所</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次</p>					

	<p>店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--

	<p>施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を制作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(3) 診療所</p> <p>(4) 公益上必要な建築物で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 巡査派出所</p> <p>イ 公衆電話所</p> <p>ウ 郵便局</p> <p>エ 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>オ 路線バスの停留所の上家</p> <p>(5) 前各号の建築物に付属する車庫又は物置で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p>						
南山	次に掲げる建築物以外	10分の1	140	建築物	1	次のいずれ	10メー

<p>田団 地地 区計 画区 域</p>	<p>の建築物</p> <p>(1) 一戸建の専ら居住の用に供する住宅</p> <p>(2) 一戸建の住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに該当する用途を兼ねるもの。ただし、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。</p> <p>ア 事務所</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営</p>	<p>5</p>	<p>平方メ ートル</p>	<p>の外壁 等の面 から道 路境界 線まで の距離</p>	<p>メ ー ト ル</p>	<p>かに該当す る建築物等</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>	<p>トル</p>
--------------------------------------	--	----------	--------------------	--	----------------------------	---	-----------

	<p>む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を制作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>(3) 公益上必要な建築物で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 公衆電話所</p> <p>イ 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>ウ 集中浄化槽に付属する施設</p> <p>エ 簡易ガス事業の用に供するプロパンガスボンベの倉庫</p> <p>(4) 主に地域的な共同活動の目的の用に供する集会所その他これに類するもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に付属する車庫又は物置で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p>						
ライ フフ ロン ティ ア青 山通	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 一戸建の専ら居住の用に供する住宅</p> <p>(2) 一戸建の住宅で、延べ面積の2分の1</p>	120 平方メ ートル	建築物 の外壁 等の面 から道 路境界 線まで	0. 7 5 メ ー ト		10メー トル	

<p>り地 区計 画区 域</p>	<p>以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに該当する用途を兼ねるもの。ただし、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。</p> <p>ア 事務所</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>(3) 診療所（患者を入院させるための施設は除く。）</p> <p>(4) 主に地域的な共同活動の目的の用に供する集会所その他こ</p>		<p>の距離</p>	<p>ル</p>		
-------------------------------	--	--	------------	----------	--	--

		れに類するもの (5) 前各号の建築物に 付属する車庫又は物 置で、これらの用途 に供する部分の床面 積の合計が50平方 メートル以内のもの					
中島 南地 区地 区計 画区 域	工 業 街 区 : A			1,000平方 メートル	前面道 路が中 島南地 区地区 計画の 計画図 に表示 する道 路の場 合の建 築物の 外壁等 の面か ら道路 境界線 までの 距離	3 メ ー ト ル	
					前面道 路が中 島南地 区地区 計画の 計画図 に表示	2 メ ー ト ル	

				する道路以外の道路の場合の建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離		
工業街区 : B			500 平方メートル	前面道路が中島南地区地区計画の計画図に表示する道路の場合の建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離	3 メートル	
				前面道路が中	1 メートル	

				島南地区地区 計画の 計画図 に表示 する道 路以外 の道路 の場合 の建築 物の外 壁等の 面から 道路境 界線ま での距 離	— ト ル		
工業街 区 : C	(1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎 又は下宿 (3) 老人ホーム、身体 障害者福祉ホームそ の他これらに類する もの (4) 物品販売業を営む 店舗又は飲食店 (5) 図書館、博物館そ の他これらに類する もの (6) ボーリング場、ス ケート場、水泳場、		500 平方メ ートル	前面道 路が中 島南地 区地区 計画の 計画図 に表示 する道 路の場 合の建 築物の 外壁等 の面か ら道路	3 メ — ト ル		

	<p>スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(8) 法別表第二(ぬ)項に掲げるもの</p>			境界線までの距離			
				前面道路が中島南区地区計画の計画図に表示する道路以外の道路の場合の建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離	1メートル		
工業街区 : D	<p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(4) 物品販売業を営む店舗又は飲食店</p>		300平方メートル	前面道路が中島南区地区計画の計画図に表示する道路の場合	3メートル		

		<p>(5) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(6) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(8) 法別表第二（ぬ）項に掲げるもの</p>			<p>合の建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離</p>			
					<p>前面道路が中島南地区地区計画の計画図に表示する道路以外の道路の場合の建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離</p>	1	メートル	
大津区大津町地区	商業業務	<p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p>						

地区 計画 区域	地 区	(3) マージャン屋、ぱ ちんこ屋、射的場、 勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他 これらに類するもの (4) 自動車教習所 (5) 畜舎 (6) 性風俗関連特殊営 業の用に供するもの						
	関 連 業 務 地 区	(1) ガソリン、軽油又 は液化石油ガスを販 売する店舗 (2) 畜舎 (3) 性風俗関連特殊営 業の用に供するもの						
京見 町地 区地 区計 画区 域	戸 建 専 用 住 宅 地 区	次に掲げる建築物以外 の建築物 (1) 一戸建ての専ら居 住の用に供する住宅 (2) 専ら居住の用に供 する長屋住宅（3以 上の住戸を有する長 屋住宅を除く。） (3) 一戸建ての住宅又 は長屋住宅（3以上 の住戸を有する長屋 住宅を除く。）で、 延べ面積の2分の1 以上を居住の用に供 し、かつ、次のいず れかに該当する用途		130 平方メ ートル				(1) 建築 物の軒 の高さ は、8. 5メー トル (2) 建築 物の各 部分の 高さは、当 該部分 から前 面道路 の反対 側の境

	<p>を兼ねるもの。ただし、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。</p> <p>ア 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>イ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>ウ 事務所（京見町地区地区計画の区域内の不動産の分譲の業務を運営するものに限る。）</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物として令第130条の4各号に掲げるもの</p> <p>(5) 主に地域的な共同</p>					<p>界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が2メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの。当該真北方向の水平距離が2メートルを超える範囲にあっては、当</p>
--	---	--	--	--	--	--

	<p>活動の目的の用に供する集会所その他これに類するもの</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属する物置その他これに類するもので、床面積の合計が50平方メートル以下のもの</p>					<p>該水平距離から2メートルを減じたものの0.6倍に7.5メートルを加えたもの</p>
戸建一般住宅地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 一戸建ての専ら居住の用に供する住宅</p> <p>(2) 専ら居住の用に供する長屋住宅（3以上の住戸を有する長屋住宅を除く。）</p> <p>(3) 一戸建ての住宅又は長屋住宅（3以上の住戸を有する長屋住宅を除く。）で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに該当する用途を兼ねるもの。ただし、これらの用途に</p>		130平方メートル			

	<p>供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。</p> <p>ア 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--

	<p>キロワット以下のものに限る。)</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--

		<p>な建築物として令第130条の4各号に掲げるもの</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属する物置その他これに類するもので、床面積の合計が50平方メートル以下のもの</p>						
豊富 団地 地区 計画 区域	住 宅 地 区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 一戸建ての専ら居住の用に供する住宅</p> <p>(2) 一戸建ての住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに該当する用途を兼ねるもの。</p> <p>ただし、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。</p> <p>ア 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>イ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工</p>	10分の10	180平方メートル	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離	1メートル	<p>次の各号のいずれかに該当する建築物等</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面</p>	<p>(1) 建築物の高さは、10メートル</p> <p>(2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離</p>

	<p>房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(3) 一戸建ての診療所</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物として令第130条の4各号に掲げるもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの。ただし、令第130条の5各号に掲げる建築物を除く。</p>					<p>積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 自動車庫で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>	<p>に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの</p>
沿道住宅地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 一戸建ての専ら居住の用に供する住宅</p> <p>(2) 一戸建ての住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに該当する用途を兼ねるもの。ただし、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平</p>	10分の15	180平方メートル	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離	1メートル	<p>次の各号のいずれかに該当する建築物等</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これ</p>	<p>(1) 建築物の高さは、10メートル</p> <p>(2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路</p>

	<p>方メートルを超えるものを除く。</p> <p>ア 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>イ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>ウ 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>(3) 一戸建ての診療所</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物として令第130条の4各号に掲げるもの</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉</p>				<p>に類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>	<p>の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの</p>
--	--	--	--	--	--	---

	<p>ホームその他これらに類するもの</p> <p>(6) 自治会活動の目的の用に供するための公民館、集会所その他これらに類する施設</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する用途に供する一戸建ての建築物で、これらの用途に供する床面積の合計が200平方メートル以下のもの</p> <p>ア 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>イ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下の</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--

	<p>ものに限る。)</p> <p>ウ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>エ 物品販売業を営む店舗（性風俗関連特殊営業の用に供するものを除く。）又は飲食店</p> <p>(8) 前号の建築物で住宅を兼ねるもの</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属するもの。ただし、令第130条の5各号に掲げる建築物を除く。</p>						
利便施設地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 一戸建ての専ら居住の用に供する住宅</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する用途に供する</p>	10分の15	400平方メートル	建築物の外壁等の面から敷地境界線まで	1メートル	次の各号のいずれかに該当する建築物等	12メートル
						(1) 外壁等の中心線	

	<p>一戸建ての建築物で、これらの用途に供する床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの</p> <p>ア 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>イ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>ウ 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>エ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店</p>	<p>の距離</p>	<p>の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>	
--	--	------------	--	--

	<p>舗</p> <p>オ 洋服店、畳屋、 建具屋、自転車店、 家庭電気器具店そ の他これらに類す るサービス業を営 む店舗（原動機を 使用する場合にあ っては、その出力 の合計が0.75 キロワット以下の ものに限る。）</p> <p>カ 自家販売のため に食品製造業（食 品加工業を含む。） を営むパン屋、米 屋、豆腐屋、菓子 屋その他これらに 類するもの（原動 機を使用する場合 にあっては、その 出力の合計が0. 75キロワット以 下のものに限る。）</p> <p>キ 物品販売業を営 む店舗（性風俗関 連特殊営業の用に 供する建築物を除 く。）又は飲食店</p> <p>(3) 前号の建築物で住 宅を兼ねるもの</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>(4) 診療所</p> <p>(5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物として令第130条の4各号に掲げるもの</p> <p>(6) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(7) 自治会活動の目的の用に供するための公民館、集会所その他これらに類する施設</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの。ただし、令第130条の5各号に掲げる建築物を除く。</p>						
大規模施設地区(A)	(1) 法別表第二(ぬ)項に掲げるもの。この場合において、令第130条の9の規定を適用するときは、当該大規模施設地区(A)及び大規模施設地区(B)は、同条の表に規定する準住居地域とみなす。		3,000平方メートル	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離	2メートル	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であ	12メートル

<p>模 施 設 地 区 (B)</p>	<p>(2) ホテル又は旅館 (3) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 15平方メートルを超える畜舎 (6) 次のいずれかに該当する用途に供する建築物で、これらの用途に供する床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの ア 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗 イ 物品販売業を営む店舗又は飲食店 (7) 性風俗関連特殊営業の用に供するもの (8) カラオケボックスその他これに類する</p>				<p>るもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>	
---	--	--	--	--	---	--

	もの						
大塩 東団 地地 区計 画区 域	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建ての専ら居住の用に供する住宅 (2) 一戸建ての住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに該当する用途を兼ねるもの。 ただし、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。 ア 事務所 イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店そ	10分の1 5	130 平方メ ートル				10メー トル

	<p>その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のもの</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--

	<p>に限る。)</p> <p>(3) 長屋住宅</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(6) 主に地域的な共同活動の目的の用に供する集会所その他これに類するもの</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属する物置その他これに類するもので、床面積の合計が50平方メートル以下のもの</p>					
富士見ヶ丘町地区地区計画区域	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 一戸建ての専ら居住の用に供する住宅</p> <p>(2) 専ら居住の用に供する長屋住宅（3以上の住戸を有する長屋住宅を除く。）</p> <p>(3) 一戸建ての住宅又は長屋住宅（3以上の住戸を有する長屋住宅を除く。）で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供</p>		100平方メートル			

	<p>し、かつ、次のいずれかに該当する用途を兼ねるもの。ただし、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。</p> <p>ア 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>(4) 一戸建ての住宅又は長屋住宅（3以上の住戸を有する長屋住宅を除く。）で、次のいずれかに該当する用途を兼ね、かつ、これらの用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以内のもの（3階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く。）</p> <p>ア 診療所（患者を入院させるための施設を除く。）</p> <p>イ 老人デイサービスセンター</p> <p>ウ 日用品の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>(5) 主に地域的な共同活動の目的の用に供する集会所その他これに類するもの</p> <p>(6) 公益上必要な建築物で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 公衆電話所</p> <p>イ 近隣に居住する者の利用に供する</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--

		<p>公園に設けられる 公衆便所又は休憩 所</p> <p>ウ 令第130条の 4第5号に掲げる もの</p> <p>(7) 前各号の建築物に 附属する物置その他 これに類するもの で、床面積の合計が 50平方メートル以 下のもの</p>					
管生 台地 区地 区計 画区 域	専 用 住 宅 地 区	<p>次に掲げる建築物以外 の建築物</p> <p>(1) 一戸建ての専ら居 住の用に供する住宅</p> <p>(2) 一戸建ての住宅 で、延べ面積の2分 の1以上を居住の用 に供し、かつ、次の いずれかに該当する 用途を兼ねるもの。 ただし、これらの用 途に供する部分の床 面積の合計が50平 方メートルを超える ものを除く。</p> <p>ア 事務所（汚物運 搬用自動車又は危 険物運搬用自動車 のための駐車施設</p>	10分の1 5				<p>(1) 建築 物の高 さは、 10メ ートル</p> <p>(2) 建築 物の各 部分の 高さ は、当 該部分 から前 面道路 の反対 側の境 界線又 は隣地 境界線 までの</p>

	<p>を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>ウ 理髪店、美容院又はクリーニング取次店</p> <p>エ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>オ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>カ 診療所（患者を入院させるための施設を除く。)</p> <p>(3) 専ら居住の用に供する共同住宅（1戸当たりの床面積（ベランダ及びバルコニーの床面積を除く。）が20平方メートル</p>					<p>真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの</p>
--	---	--	--	--	--	---

	<p>以下のものを除く。)</p> <p>(4) 専ら居住の用に供する長屋住宅（3以上の住戸を有する長屋住宅を除く。)</p> <p>(5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物として令第130条の4各号に掲げるもの</p> <p>(6) 主に地域的な共同活動の目的の用に供する集会所その他これに類するもの</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属する物置その他これに類するもので、床面積の合計が50平方メートル以下のもの。ただし、令第130条の5各号に掲げる建築物を除く。</p>						
生活利便地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 一戸建ての専ら居住の用に供する住宅</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する用途に供する一戸建ての建築物</p>						10メートル

	<p>で、これらの用途に供する床面積の合計が150平方メートル以下のもの。ただし、3階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く。</p> <p>ア 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--

	<p>使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>ク 診療所（患者を</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>入院させるための施設を除く。)</p> <p>(3) 保育所又は託児所</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物として令第130条の4各号に掲げるもの</p> <p>(5) 前3号に掲げる建築物で住宅を兼ねるもの</p> <p>(6) 主に地域的な共同活動の目的の用に供する集会所その他これに類するもの</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属する物置その他これに類するもの。ただし、令第130条の5各号に掲げる建築物を除く。</p>					
御立西一丁目地区地区計画区域	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 一戸建ての専ら居住の用に供する住宅</p> <p>(2) 一戸建ての住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに該当する</p>		130平方メートル			10メートル

	<p>用途を兼ねるもの。 ただし、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。</p> <p>ア 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>イ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(3) 前2号の建築物に附属するもの</p>					
書写 山麓 地区 計画 区域	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 店舗又は飲食店</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) 延べ面積が150平方メートル以内の事務所又は倉庫</p> <p>(4) 公衆便所</p> <p>(5) 索道の駅舎</p> <p>(6) 路線バスの停留所</p>			建築物 の外壁 等の面 から敷 地境界 線(書写 山麓地 区計画 の計画 図に表	1 メ ー ト ル	15メー トル

		又は休憩所の上家			示する道路に面する建築物の道路境界線を除く。)までの距離			
					書写山麓地区計画の計画図に表示する道路に面する建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離	2 メ ー ト ル		
吾妻町三丁目地区計画	住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅又は共同住宅 (2) 主に地域的な共同活動の目的の用に供する集会所その他こ						

区域	<p>れに類するもの</p> <p>(3) 前2号の建築物に 附属する物置、車庫 その他これらに類す るもの</p>					
生活利便地区	<p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ練習場又はバットティング練習場</p> <p>(3) カラオケボックス その他これに類するもの</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) 畜舎</p> <p>(7) 工場（令第130条の6に定めるものを除く。）</p>					
北平野ラブリータウン地区計画区域			130平方メートル	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離	0.5メートル	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 物置その他これに類する用途（自動

							<p>車庫を除く。)に 供し、軒の 高さが2. 3メー ル以下で、 かつ、床面 積の合計 が10平 方メー ル以内で あるもの</p> <p>(2) 自動車 車庫の用 に供し、軒 の高さが 2.3メー トル以下 で、かつ、 床面積の 合計が2 0平方メ ートル以 内である もの</p>	
城見 台一 丁目 地区 地区 計画	次に掲げる建築物以外 の建築物 (1) 一戸建ての専ら居 住の用に供する住宅 (2) 一戸建ての住宅 で、延べ面積の2分	10分の1 5	150 平方メ ートル	建築物 の外壁 等の面 から敷 地境界 線(道路	1 メ ー ト ル	次の各号の いずれかに 該当する建 築物等 (1) 外壁等 の中心線	(1) 建築 物の高 さは、 10メ ートル (2) 建築	

区域	<p>の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに該当する用途を兼ねるもの。ただし、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。</p> <p>ア 事務所</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>(3) 診療所（患者を入院させるための施設を除く。）</p> <p>(4) 主に地域的な共同活動の目的の用に供する集会所その他これに類するもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属する物置その他これに類するもので、床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p>			<p>の隅切り部分にあつては、当該隅切り部分がないものとみなし、道路境界線を延長した線とする。)までの距離</p>		<p>の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>	<p>物の軒の高さは、8メートル</p>
城見	住	次に掲げる建築物以外	10分の1	150			10メー

台二 丁目 地区 地区 計画 区域	宅 地 区	の建築物 (1) 一戸建ての専ら居住の用に供する住宅 (2) 一戸建ての住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに該当する用途を兼ねるもの ア 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 エ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米	5	平方メ ートル				トル
----------------------------------	-------------	--	---	------------	--	--	--	----

	<p>屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>カ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(3) 事務所（城見台団地管理組合が建築するものに限る。）</p> <p>(4) 保育所又は託児所</p> <p>(5) 老人ホーム、老人デイサービスセンター又は老人短期入所施設</p> <p>(6) 寄宿舍又は共同住宅（老人グループホ</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--

		<p>一ムの用途に供する施設に限る。)</p> <p>(7) 診療所</p> <p>(8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物として令第130条の4各号に掲げるもの</p> <p>(9) 主に地域的な共同活動の目的の用に供する集会所その他これに類するもの</p> <p>(10) 前各号の建築物に附属する自動車車庫又は物置その他これに類するもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p>						
城見 台三 丁 目・城 見台 四丁 目地 区地 区計 画区	住 宅 地 区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 一戸建ての専ら居住の用に供する住宅</p> <p>(2) 一戸建ての住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに該当する用途を兼ねるもの</p>	10分の1 5	130 平方メ ートル	建築物 の外壁 等の面 から敷 地境界 線(道路 の隅切 り部分 にあっ ては、当	1 メ ー ト ル	次の各号の いずれかに 該当する建 築物等	10メー トル
							<p>(1) 外壁等 の中心線 の長さの 合計が3 メートル 以下であ</p>	

<p>域</p>	<p>ア 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>オ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>カ 保育所又は託児</p>		<p>該隅切り部分がないものとなし、道路境界線を延長した線とする。）までの距離</p>	<p>るもの</p> <p>(2) 建築物等の用途の制限で定める建築物に附属する自動車車庫又は物置その他これに類するもの</p>	
----------	--	--	---	--	--

	<p>所</p> <p>キ 老人デイサービスセンター</p> <p>(3) 事務所（城見台団地管理組合が建築するものに限る。）</p> <p>(4) 診療所（患者を入院させるための施設を除く。）</p> <p>(5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物として令第130条の4各号に掲げるもの</p> <p>(6) 主に地域的な共同活動の目的の用に供する集会所その他これに類するもの</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属する自動車車庫又は物置その他これに類するもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p>					
近隣商業	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 一戸建ての専ら居住の用に供する住宅</p>		180平方メートル			

地区	<p>(2) 一戸建ての住宅 で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに該当する用途を兼ねるもの</p> <p>ア 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>オ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工</p>						
----	--	--	--	--	--	--	--

	<p>房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(3) 事務所（城見台団地管理組合が建築するものに限る。）</p> <p>(4) 保育所又は託児所</p> <p>(5) 老人デイサービスセンター</p> <p>(6) 診療所（患者を入院させるための施設を除く。）</p> <p>(7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物として令第130条の4各号に掲げるもの</p> <p>(8) 主に地域的な共同活動の目的の用に供する集会所その他これに類するもの</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属する自動車車庫又は物置その他これに類するもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--

		が50平方メートル以内のもの						
土師 集落 地区 計画 区域	低 層 専 用 住 宅 地 区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに該当する用途を兼ねるもの。ただし、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。 ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装		180 平方メ ートル	建築物 の外壁 等の面 から敷 地境界 線まで の距離	1 メ ー ト ル	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	(1) 建築物の軒の高さは、9メートル (2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メート
	低 層 住 宅			200 平方メ ートル				

地区	<p>屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>オ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(3) 幼稚園、小学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(4) 土師集落地区計画の決定に係る告示の際現に存する神社、寺院及びその附属建築物</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(6) 診療所</p> <p>(7) 巡査派出所、公衆</p>					<p>ルを加えたもの</p> <p>(3) 建築物の各部分の高度は、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たもの</p>
----	--	--	--	--	--	--

	<p>電話所その他これらに類する公益上必要な建築物で次に掲げるもの</p> <p>ア 郵便局で延べ床面積が500平方メートル以内のもの</p> <p>イ 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物その他これらに類するもので延べ面積が600平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>エ 路線バスの停留所の上家</p> <p>オ 次の（ア）から（ク）までのいずれかに掲げる施設である建築物</p> <p>（ア） 認定電気通信事業者がその事業の用に供する施設</p> <p>（イ） 電気事業</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--

	<p>の用に供する施設</p> <p>(ウ) ガス事業の用に供する施設</p> <p>(エ) 液化石油ガス販売事業の用に供する施設</p> <p>(オ) 水道事業の用に供する施設</p> <p>(カ) 公共下水道の用に供する施設</p> <p>(キ) 都市高速鉄道の用に供する施設</p> <p>(ク) 熱供給事業の用に供する施設</p> <p>(8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので床面積の合計が600平方メートル以内のもの</p> <p>(9) 自動車車庫で床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p> <p>(10) 前各号の建築物に附属するもの。た</p>					
--	---	--	--	--	--	--

	<p>だし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が50平方メートル以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が200平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が200平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの（イに掲げるものを除く。）</p> <p>イ 法第86条第10項に規定する公告対象区域（以下「公告対象区域」</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--

	<p>という。)内の建築物に附属する自動車車庫で次の</p> <p>(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が2,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(イ) 自動車車庫の床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>が、当該公告対象区域内の敷地ごとにアの規定により算定される自動車車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの</p> <p>ウ 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>エ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>オ 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>(11) 床面積の合計が200平方メートル以内の農業用倉庫で、階数が1のもの</p>						
岩部 集落 地区 計画 区域	低 層 住 宅 地 区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに該当する用途を兼ねるもの。ただし、これら</p>		200 平方メ ートル				(1) 建築物の高さは、10メートル。ただし、軒の高さが9

	<p>の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。</p> <p>ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあ</p>					<p>メートル以下の専用住宅で、地下を除く階数が3以下の建築物に限り、10メートルを超えて3階部分を建築することができる。</p> <p>(2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又</p>
--	--	--	--	--	--	--

	<p>っては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(3) 幼稚園、小学校、図書館その他これら</p>					<p>は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの</p> <p>(3) 建築物の各部分の高度は、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて</p>
--	---	--	--	--	--	--

	<p>に類するもの</p> <p>(4) 岩部集落地区計画の決定に係る告示の際現に存する神社、寺院及びその附属建築物</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(6) 診療所</p> <p>(7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物で次に掲げるもの</p> <p>ア 郵便局で延べ床面積が500平方メートル以内のもの</p> <p>イ 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物その他これらに類するもので延べ面積が600平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩</p>					<p>得たもの</p>
--	--	--	--	--	--	-------------

	<p>所</p> <p>エ 路線バスの停留 所の上家</p> <p>オ 次の（ア）から （ク）までのいず れかに掲げる施設 である建築物</p> <p>（ア） 認定電気 通信事業者がそ の事業の用に供 する施設</p> <p>（イ） 電気事業 の用に供する施 設</p> <p>（ウ） ガス事業 の用に供する施 設</p> <p>（エ） 液化石油 ガス販売事業の 用に供する施設</p> <p>（オ） 水道事業 の用に供する施 設</p> <p>（カ） 公共下水 道の用に供する 施設</p> <p>（キ） 都市高速 鉄道の用に供す る施設</p> <p>（ク） 熱供給事 業の用に供する</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--

	<p style="text-align: center;">施設</p> <p>(8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので床面積の合計が600平方メートル以内のもの</p> <p>(9) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち次に掲げるもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分はその用途に供するものを除く。）</p> <p>ア 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>イ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>ウ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--

	<p>家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>エ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>(10) 自動車車庫で床</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--

	<p>面積の合計が50平方メートル以内のもの</p> <p>(11) 前各号の建築物に附属するもの。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が50平方メートル以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が200平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が200平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの（イに掲げる</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--

	<p>ものを除く。)</p> <p>イ 公告対象区域内の建築物に附属する自動車車庫で次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が2,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(イ) 自動車車庫の床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>積を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにアの規定により算定される自動車車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの</p> <p>ウ 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>エ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>オ 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>(12) 床面積の合計が200平方メートル以内の農業用倉庫で、階数が1のもの</p>						
キャ ステ ィ2 1地 区計 画区 域	生 活 利 便 施 設 ゾ ー	<p>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(2) 自動車教習所</p> <p>(3) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(4) 畜舎（ペットシヨ</p>		1,500平方メートル	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離	2メートル	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) その敷地面積が1,500平方メー	35メートル

ン	<p>ップ、動物病院その他これらに類するものの動物保管施設を除く。)</p> <p>(5) 自動車修理工場</p> <p>(6) 性風俗関連特殊営業の用に供するもの</p>			敷地面積が	1,500平方メートル未満の場合、	<p>1メートル</p> <p>1メートル</p>	<p>トル未満であって、次のいずれかに該当する建築物等</p> <p>ア 外壁等の中</p> <p>イ 心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>イ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル</p>
---	--	--	--	-------	-------------------	---------------------------	---

						<p> 以内で あるも の (2) 地区計 画決定時 において 現に存す る建築物 等（地区計 画決定後 に当該建 築物につ いて増築、 改築、大規 模な修繕 又は大規 模な模様 替え（以下 「増築等」 という。） をする場 合におけ る当該増 築等をす る部分を 除く。） (3) 地区計 画決定時 において 現に建築、 修繕又は </p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

						模様替えの工事を行っている建築物等	
健康福祉・住宅ゾーン		<p>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(2) 自動車教習所</p> <p>(3) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(4) 畜舎</p> <p>(5) 自動車修理工場</p> <p>(6) 性風俗関連特殊営業の用に供するもの</p> <p>(7) 法別表第二（と）項第2号から第4号までに掲げるもの</p>					
勝原区熊見地区駅前地区計画区域	駅前通り地区	<p>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(2) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p>					16メートル

	<p>(4) ホテル又は旅館</p> <p>(5) 畜舎（ペットショップ、動物病院その他これらに類するものの動物保管施設を除く。）</p> <p>(6) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(7) 自動車その他燃料用ガソリン、軽油及び液化石油ガスを小売りする店舗</p> <p>(8) 葬儀を主たる目的とする建築物</p> <p>(9) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(10) 性風俗関連特殊営業の用に供する建築物</p> <p>(11) 工場で次に掲げる用途以外のもの</p> <p>（ア） 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの</p> <p>（イ） 自動車修理工場で、作業場の床面積が150平方メートル以下の</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--

		もの					
	住 宅 ・商 業 地 区	(1) 自動車その他燃料 用ガソリン、軽油及 び液化石油ガスを小 売りする店舗 (2) 葬儀を主たる目的 とする建築物					
	一 般 住 宅 地 区	(3) 性風俗関連特殊営 業の用に供する建築 物					10メー トル
書 写 さ く ら 台 地 区 計 画 区 域	住 宅 地 区	次に掲げる建築物以外 の建築物 (1) 一戸建の専ら居住 の用に供する住宅 (2) 長屋住宅（3以上 の住戸を有する長屋 住宅は除く。） (3) 一戸建の住宅又は 長屋住宅（3以上の 住戸を有する長屋住 宅は除く。）で延べ 面積の2分の1以上 を居住の用に供し、 かつ、その他の用途 が、学習塾、華道教 室、囲碁教室その他 これらに類するもの （これらの用途に供	10分の1 5	160 平方メ ートル			12メー トル

	<p>する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(6) 前各号の建築物に付属する物置その他これに類するもので、床面積の合計が50平方メートル以下のもの。</p>						
<p>沿道住宅地区</p>	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 一戸建の専ら居住の用に供する住宅</p> <p>(2) 長屋住宅（3以上の住戸を有する長屋住宅は除く。）</p> <p>(3) 次の各号のいずれかに掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する床面積の合計が200平方メートル以下のもの。（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p>						

	<p>ア 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>イ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>ウ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>エ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、そ</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>の出力の合計が 0.75キロワッ ト以下のものに限 る。)</p> <p>オ 物品販売業を営 む店舗（専ら性的 好奇心をそそる写 真その他の物品の 販売を行うものを 除く。）又は飲食 店</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 老人ホーム、保育 所、身体障害者福祉 ホームその他これら に類するもの</p> <p>(6) 巡査派出所、公衆 電話所その他これら に類する公益上必要 な建築物</p> <p>(7) 前各号の建築物に 付属する物置その他 これに類するもの で、床面積の合計が 50平方メートル以 下のもの。</p>						
飾磨 拠点 地区 地区 計画	大 規 模 商 業	(1) マージャン屋、ぱ ちんこ屋、射的場、 勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他 これらに類するもの			建築物 の外壁 等の面 から道 路境界	敷 地 面 積 が	次の各号の いずれかに 該当する建 築物等 (1) 次のい	

区域	施設地区	<p>(2) 自動車教習所</p> <p>(3) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(4) 畜舎（ペットショップ、動物病院その他これらに類するものの動物保管施設を除く。）</p> <p>(5) 工場 ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。 ア 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの イ 自動車修理工場</p> <p>(6) 性風俗関連特殊営業の用に供する建築物</p>		線までの距離	5, 0 0 0 0 平方メートル以上の場合、3メートル。敷地面積が2, 0 0 0 平方	<p>ずれかに該当する建築物等</p> <p>ア 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>イ 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>	
----	------	--	--	--------	---	---	--

					<p>方 メ 一 ト ル 以 上 5, 0 0 0 平 方 メ 一 ト ル 未 満 の 場 合 は、 1 メ 一 ト ル</p> <p>(2) 公衆便 所、巡查派 出所その 他これら に類する 公益上必 要な建築 物</p> <p>(3) 地区計 画決定時 において 現に存す る建築物 等（地区計 画決定後 に当該建 築物につ いて増築 等をする 場合にお ける当該 増築等を する部分 を除く。）</p> <p>(4) 地区計 画決定時 において 現に建築、 修繕又は 模様替え の工事を</p>	
--	--	--	--	--	--	--

					行っている建築物等
商業・業務地区	<p>(1) ホテル、旅館</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(5) 畜舎（ペットショップ、動物病院その他これらに類するものの動物保管施設を除く。）</p> <p>(6) 工場</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。</p> <p>ア 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの</p> <p>イ 自動車修理工場</p> <p>(7) 性風俗関連特殊営業の用に供する建築物</p>	建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離	敷地面積が2,000平方メートル以上の場合は、1メートル	次の各号のいずれかに該当する建築物等	(1) 次のいずれかに該当する建築物等
					ア 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの
					イ 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、か

						<p>つ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(2) 地区計画決定時において現に存する建築物等（地区計画決定後に当該建築物について増築等をする場合における当該増築等をする部分を除く。）</p> <p>(3) 地区計画決定時において現に建築、修繕又は模様替えの工事を</p>
--	--	--	--	--	--	---

							行っている建築物等	
沿道商業地区								
大津町三丁目地区地区計画区域	住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建の専ら居住の用に供する住宅 (2) 一戸建の住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに該当する用途を兼ねるもの。ただし、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。 ア 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 イ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工	10分の12	150平方メートル	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離	1メートル	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メ	(1) 建築物の軒の高さは8.5メートル (2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の

	<p>房（原動機を使用するものを除く。）</p> <p>(3) 診療所（患者を収容する施設は除く。）</p> <p>(4) 公益上必要な建築物で次のいずれかに掲げるもの</p> <p>ア 巡査派出所</p> <p>イ 公衆電話所</p> <p>ウ 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>エ 路線バスの停留所の上家</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属する物置その他これに類する用途で、床面積の合計が50平方メートル以下のもの</p>				<p>一トメートル以内であるもの</p>	<p>水平距離が2メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの。当該真北方向の水平距離が2メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から2メートルを減じ</p>
地域施設地区		270平方メートル				

								たもの の0. 6倍に 7.5 メー トルを 加え たも の
大津 みや び野 地区 地区 計画 区域	生 活 利 便 地 区	(1) 葬儀を主たる目的 とする建築物 (2) 燃料用ガソリン、 軽油及び液化石油ガ ス等を小売する店舗						
	一 般 住 宅 地 区	(1) 物品販売業を営む 店舗、サービス業を 営む店舗又は飲食店 で、その用途に供す る部分の床面積の合 計が500平方メー トルを超えるもの (2) 葬儀を主たる目的 とする建築物 (3) 燃料用ガソリン、 軽油及び液化石油ガ ス等を小売する店舗		130 平方メ ートル				10メー トル
垣内 津市 場地 区地 区計	一 般 住 宅 地	長屋住宅及び共同住宅 で1住戸当たりの床面 積（ベランダ及びバル コニーの床面積を除 く。）が40平方メー						12メー トル

画区	区	トル未満のもの						
域	沿道住宅地区	(1) 長屋住宅及び共同住宅で1住戸当たりの床面積（ベランダ及びバルコニーの床面積を除く。）が40平方メートル未満のもの (2) 集会場（近隣住民を対象とした公民館、集会所を除く。）						15メートル
大津町一丁目地区計画区域	商業業務地区	(1) ホテル又は旅館 (2) スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券場その他これらに類するもの (4) 自動車教習所 (5) 畜舎（ペットショップ、動物病院その他これらに類するものの動物保管施設を除く。） (6) 葬儀を主たる目的とする建築物 (7) 燃料用ガソリン、軽油及び液化石油ガス等を小売する店舗						

	一般住宅地区			130 平方メ ートル			
西土井地区地区計画区域	(1) 葬儀を主たる目的とする建築物 (2) 燃料用ガソリン、軽油及び液化石油ガス等を小売する店舗			建築物の外壁等の面から西土井地区地区計画の計画図に表示する道路及び水路の境界線までの距離	敷地面積が1,000平方メートル以上の場合は4メートル		

					ル		
北野町一丁目地区地区計画区域	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建ての専ら居住の用に供する住宅 (2) 一戸建ての住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに該当する用途を兼ねるもの (これらの用途に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるものを除く。) ア 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 イ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） (3) 前2号の建築物に附属する自動車車庫、物置その他これ			建築物の外壁等の面から北野町一丁目地区地区計画の計画図に表示する道路境界線(道路の隅切り部分にあつては、当該隅切り部分がないものとみなし、メ道路との敷地境界線を延長した線とする。)までの距	1メートル。ただし、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの(2) 自動車車庫、物置その他これらに類する用途に供するもの	(1) 建築物の高さは、10メートル (2) 建築物の軒の高さは、8メートル (3) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の1.25倍	

		<p>らに類する用途で、 床面積の合計が50 平方メートル以下の もの</p> <p>(4) 宅地建物取引業を 営む店舗（北野町一 丁目地区地区計画区 域内の不動産分譲の ための店舗に限る。)</p>			離	に 接 す る 道 路 境 界 線 及 び そ の 他 境 界 線 ま で の 距 離 は、 0. 7 メ ー ト ル		に6メ ートル を加え たもの	
太市 駅周	一 般	次に掲げる建築物以外 の建築物	10分の1 5						12メー トル

<p>辺地 区地 区計 画区 域</p>	<p>住 宅 地 区</p>	<p>(1) 一戸建ての専ら居住の用に供する住宅</p> <p>(2) 共同住宅又は長屋住宅</p> <p>(3) 幼稚園、保育所又は認定こども園</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 次のいずれかに掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの (3階以上の部分はその用途に供するものを除く。)</p> <p>ア 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>イ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装</p>						
--------------------------------------	----------------------------	--	--	--	--	--	--	--

	<p>屋、貸本屋その他 これらに類するサ ービス業を営む店 舗</p> <p>ウ 洋服店、畳屋、 建具屋、自転車店、 家庭電気器具店そ の他これらに類す るサービス業を営 む店舗で作業場の 床面積の合計が5 0平方メートル以 内のもの（原動機 を使用する場合に あつては、その出 力の合計が0.7 5キロワット以下 のものに限る。）</p> <p>エ 自家販売のため に食品製造業（食 品加工業を含む。） を営むパン屋、米 屋、豆腐屋、菓子 屋その他これらに 類するもので作業 場の床面積の合計 が50平方メート ル以内のもの（原 動機を使用する場 合にあつては、そ の出力の合計が</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--

	<p>0. 75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>オ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>カ 物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店</p> <p>キ 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>ク 事務所</p> <p>(6) 公益上必要な建築物で、次のいずれかに掲げるもの</p> <p>ア 巡査派出所又は駐在所</p> <p>イ 公衆電話所</p> <p>ウ 郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>用に供する施設で床面積の合計が200平方メートル以内のもの</p> <p>エ 公衆便所又は休憩所</p> <p>オ 路線バスの停留所の上家</p> <p>(7) 近隣住民を対象とした公民館又は集会所</p> <p>(8) 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）又は自転車駐車場</p> <p>(9) 倉庫業を営まない倉庫で床面積の合計が400平方メートル以内のもの</p> <p>(10) 前各号の建築物に附属する物置その他これに類するもの（建築基準法施行令第130条の5の5に掲げるものを除く。）</p>					
駅前	次に掲げる建築物以外の建築物	10分の15				12メートル

地区	<p>(1) 一戸建ての専ら居住の用に供する住宅</p> <p>(2) 共同住宅又は長屋住宅</p> <p>(3) 幼稚園、保育所又は認定こども園</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 次のいずれかに掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの (3階以上の部分はその用途に供するものを除く。)</p> <p>ア 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>イ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装</p>						
----	--	--	--	--	--	--	--

	<p>屋、貸本屋その他 これらに類するサ ービス業を営む店 舗</p> <p>ウ 洋服店、畳屋、 建具屋、自転車店、 家庭電器器具店そ の他これらに類す るサービス業を営 む店舗で作業場の 床面積の合計が5 0平方メートル以 内のもの（原動機 を使用する場合に あっては、その出 力の合計が0.7 5キロワット以下 のものに限る。）</p> <p>エ 自家販売のため に食品製造業（食 品加工業を含む。） を営むパン屋、米 屋、豆腐屋、菓子 屋その他これらに 類するもので作業 場の床面積の合計 が50平方メート ル以内のもの（原 動機を使用する場 合にあっては、そ の出力の合計が</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--

	<p> 0. 75キロワット以下のものに限る。) </p> <p> オ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 </p> <p> カ 物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店 </p> <p> キ 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗 </p> <p> (6) 事務所で床面積の合計が800平方メートル以内のもの （3階以上の部分とその用途に供するものを除く。） </p> <p> (7) 公益上必要な建築物で、次のいずれかに掲げるもの </p> <p> ア 巡査派出所又は駐在所 </p>						
--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>イ 公衆電話所</p> <p>ウ 郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設で床面積の合計が200平方メートル以内のもの</p> <p>エ 公衆便所又は休憩所</p> <p>オ 路線バスの停留所の上家</p> <p>(8) 近隣住民を対象とした公民館又は集会所</p> <p>(9) 駅舎その他これに類する鉄道の用に供する施設</p> <p>(10) 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）又は自転車駐車場</p> <p>(11) 倉庫業を営まない倉庫で床面積の合計が400平方メートル以内のもの</p> <p>(12) 前各号の建築物に附属する物置その他これに類するもの</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--

		(建築基準法施行令 第130条の5の5 に掲げるものを除 く。)						
--	--	---	--	--	--	--	--	--